

令和2年度 維持管理状況(12月掲載)

<第三者機関による測定結果>

清掃工場名	焼却(処理)能力 t/日	炉番号	測定年月日	測定を行った位置	測定結果を得た年月日	ばい煙濃度 (O ₂ 12%換算)				
						ばいじん	窒素酸化物	硫黄酸化物	塩化水素	全水銀
						g/m ³ N	ppm	ppm	ppm	μg/m ³ N
有明	400	1号炉	令和2年10月7日	煙 突 中 段	令和2年11月30日	不検出	39	不検出	不検出	(0.02)
		2号炉								
千歳	600	1号炉	令和2年10月27日		令和2年11月30日	不検出	28	3	9	1.2
		2号炉								
江戸川	600	1号炉								
		2号炉								
墨田	600	1号炉								
北	600	1号炉								
新江東	1,800	1号炉	令和2年10月23日		令和2年11月30日	不検出	37	不検出	不検出	0.33
		2号炉	令和2年10月26日		令和2年11月30日	不検出	38	不検出	不検出	0.26
		3号炉								
港	900	1号炉	令和2年10月5日		令和2年11月30日	不検出	34	不検出	不検出	0.32
		2号炉								
		3号炉	令和2年10月2日		令和2年11月30日	不検出	37	不検出	不検出	0.29
豊島	400	1号炉	令和2年10月6日		令和2年11月30日	不検出	31	不検出	不検出	0.19
		2号炉	令和2年10月15日		令和2年11月30日	不検出	32	不検出	不検出	(0.04)
渋谷	200	1号炉								
中央	600	1号炉								
		2号炉	令和2年10月1日		令和2年11月30日	不検出	40	不検出	不検出	2.1
板橋	600	1号炉								
		2号炉	令和2年10月30日		令和2年11月30日	不検出	30	不検出	不検出	1.5
多摩川	300	1号炉	令和2年10月21日		令和2年11月30日	不検出	36	不検出	不検出	0.30
		2号炉	令和2年10月22日		令和2年11月30日	不検出	38	不検出	不検出	0.26
足立	700	1号炉	令和2年10月9日		令和2年11月30日	不検出	34	不検出	不検出	0.25
		2号炉								
品川	600	1号炉	令和2年10月28日	令和2年11月30日	不検出	35	不検出	不検出	0.05	
		2号炉	令和2年10月29日	令和2年11月30日	不検出	37	不検出	不検出	0.14	
葛飾	500	1号炉	令和2年10月16日	令和2年11月30日	不検出	28	不検出	不検出	0.27	
		2号炉	令和2年10月19日	令和2年11月30日	不検出	27	不検出	不検出	0.24	
世田谷	300	1号炉	令和2年10月12日	令和2年11月30日	不検出	33	不検出	不検出	0.04	
		2号炉								
大田	600	1号炉	令和2年10月13日	令和2年11月30日	不検出	29	不検出	不検出	0.91	
		2号炉	令和2年10月14日	令和2年11月30日	不検出	29	不検出	不検出	0.57	
練馬	500	1号炉								
		2号炉								
杉並	600	1号炉	令和2年10月20日	令和2年11月30日	不検出	27	不検出	不検出	1.3	
		2号炉	令和2年10月8日	令和2年11月30日	不検出	37	不検出	不検出	0.48	

注: 「不検出」とは定量下限値未満を示します。ただし、全水銀は環境省が提示した表記方法に則り、定量下限値未満で検出下限値以上の数値は括弧書きで示し、検出下限値未満を「不検出」とします。

令和 2年度 維持管理状況(12月掲載)

<第三者機関による測定結果>

清掃工場名	焼却 (処理) 能力	炉番号	維持管理計画値	測定年月日	測定を 行った 位置	測定結果を得た 年月日	排ガス中のダイオキシン類濃度 (O ₂ 12%換算)
			ng-TEQ/m ³ N				ng-TEQ/m ³ N
有明	400	1号炉	1	令和2年10月7日	煙	令和2年11月12日	0.00000022
		2号炉	1	令和2年9月30日		令和2年11月5日	0.000029
千歳	600	1号炉	1	令和2年9月28日		令和2年11月5日	0.000028
江戸川	600	1号炉	1				
		2号炉	1				
墨田	600	1号炉	1	令和2年9月29日		令和2年11月5日	0.00000029
北	600	1号炉	1	令和2年9月25日		令和2年11月5日	0.0000047
新江東	1,800	1号炉	1				
		2号炉	1				
		3号炉	1				
港	900	1号炉	1	令和2年10月5日		令和2年11月12日	0.00000066
		2号炉	1				
		3号炉	1	令和2年10月2日	令和2年11月12日	0.00000088	
豊島	400	1号炉	0.5	令和2年10月6日	突	令和2年11月12日	0.00000055
		2号炉	0.5	令和2年10月15日	令和2年11月24日	0.0000021	
渋谷	200	1号炉	0.1				
中央	600	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1	令和2年10月1日	令和2年11月12日	0.00000031	
板橋	600	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1				
多摩川	300	1号炉	0.1	令和2年10月21日	中	令和2年11月25日	0.00000031
		2号炉	0.1	令和2年10月22日	令和2年11月25日	0.0000024	
足立	700	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1				
品川	600	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1	令和2年9月18日	令和2年11月2日	0.00000075	
葛飾	500	1号炉	0.1	令和2年10月16日	令和2年11月24日	0.000023	
		2号炉	0.1	令和2年10月19日	令和2年11月24日	0.00000045	
世田谷	300	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1				
大田	600	1号炉	0.1	令和2年10月13日	段	令和2年11月24日	0.000019
		2号炉	0.1	令和2年10月14日	令和2年11月24日	0.0000011	
練馬	500	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1				
杉並	600	1号炉	0.1	令和2年10月20日		令和2年11月25日	0.000017
		2号炉	0.1				

注: 維持管理計画値とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき届け出た値をいいます。これは、清掃工場等の維持管理のために自ら設定した管理値です。
塗りつぶした部分は、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく排出基準値を示します。